特記仕様書

業　務　名：令和７年度　街路樹美化業務委託（その１）

業 務 場 所：那覇西地区

履 行 期 間：着手日から令和８年２月 27 日まで

１．目的

観光地としてふさわしい道路環境及び景観を創出するため、幹線市道や観光地周辺市道の美化（剪定・除草等）を推進する。

２．業務数量

別紙数量総括表を参照

３．業務内容

1)　本業務は、「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に合せて工程表を調整し、工程表に基づき、監督員と現場代理人の協議により実施するものとする。毎月の初めに出来高を書類にまとめ、監督員に報告すること。

施工場所が街路であるため、通行人、通行車両等に危険のないように安全面には特に注意し、付近住民の協力を得て苦情のないようにすること。

2)　本業務は、街路植栽の街路樹美化業務であり、その点に留意し、受注者は現場を巡回パトロールし緊急及び台風災害時にも対応できるような体制をつくり、発注者との協議又は指示に基づき業務を実施し、発注者に報告すること。

3)　監督員が必要とする際は、2 班体制がとれるような体制とすること。

4)　剪定の前に「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に基づき剪定計画書を作成し、発注者と協議した上で、剪定タイプを決定する。その後、剪定すること。

5)　本業務について、原則、主たる部分の再委託は認めない。しかし監督員との協議を行った場合はこの限りではない。

ｱ)「主たる部分」とは次のことを言う。

・維持管理業務･･･高木剪定及び寄植剪定

・業務マネジメント･･･業務計画書、履行報告、工程管理、モニタリング、打合せ会議等の出席

４．主任技術者及び現場代理人

1)　主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験及び次のいずれかの資格を有していること。

・1 級造園施工管理技士　・2 級造園施工管理技士

2)　現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。

3) 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

５．提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

1)　業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後 14 日以内

2)　業務日報、業務週報、業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・随時

3) 剪定計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・随時
4) 出来高数量計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
5) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
各ブロック別に施工前、施工中、施工後の現場写真を工種毎に
アルバムに整理して提出する。
6) 工程管理資料（実施工程表等）・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
7) 電子成果品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・業務完了時
上記 1)～5)のを電子データとして提出する。（CD-R）
また、「電子納品に関する手引き（案）那覇市」の対象としない。
8) その他監督員が提出を必要と認めるもの

6.報告事項

1) 業務があった週の業務内容について、写真（着手前後、作業状況等）その他必要資料を付し、メール等により翌週実働日までに報告するものとする。
2) 前項の報告と併せ、報告する週の業務内容予定について、報告すること。

7．安全管理

1) 作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。
なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障のないようにすること。
現場監督員が交通誘導員を必要とする路線については、配置すること。
2) 剪定された枝等は、早急にかたづけ、利用者の迷惑にならないようにすること。
また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適正な剪定枝等の処理処分を行うこと。
3) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。
4) 芝刈工（肩掛け式動力草刈り機）の作業を行う場合、交通の支障にならないよう防護ネットを設置、必要であれば交通誘導員を配置し（現場監督員と協議の上）、小石などが飛散しないように十分注意すること。
5) チェーンソーや草刈り機を使用しての作業においては、作業員は以下の講習を受講したもの従事させなければならない。
・チェーンソー：「チェーンソーによる伐採等の業務に関する特別教育」
・草刈り機：「刈払機取扱い作業者安全衛生教育」

8．作業方法

1) 高木剪定
高木剪定は、「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に従って剪定を行うこと。その他の樹木は台風対策及び自然樹形の保持のため、枝抜きをしながら剪定を行い、徒長枝、立枝、逆枝、ひこばえ等の樹形を整えながら仕上げを行うこと。なお、剪定後は切口を腐敗させないために、殺菌剤またはペンキ等を塗布して切口を保護すること。
2) 低木剪定
低木剪定の高さは、樹種や場所によって異なるが寄植刈り込み剪定※を標準とする。
3) 除草
除草は肩掛け式動力草刈機によって行い、低木のある箇所は抜根除草を行う。
4) 各路線の樹木及び除草面積の把握
各路線の樹木及び除草面積について調査確認すること。
（確認事項：高木は種類と本数、低木は種類とm^2数、除草箇所は㎡数）

5）樹木の目視・触手調査

今後、樹木の枝折れ等が予測され、それを事前に防止するため、剪定にあたっては、樹木の腐食状況等を目視により調査し、異常がある場合は監督員に報告し、指示を受けること。

6）移動式クレーンによる労働者の運搬及びつり上げ作業の禁止

事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない（クレーン等安全規則第七十二条）。

※上記の作業方法については、請負者は「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」と「街路樹植栽・維持管理ガイドライン」を参考にして具体的に業務計画書に記載する。

９．剪定枝葉等の処分

処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督員と協議の上、運搬経路図・「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。

１０．請負者賠償責任保険等

那覇市業務委託契約約款（街路樹）第 13 条の規定に関する保険に加入しなければならない。

１１．支柱撤去

支柱を撤去した際は、自社で保管し、業務完了後もしくは請負者が必要としたとき道路管理課の指定する場所へ納めること。

１２．リサイクル製品の利用

資材等についてリサイクル製品を優先使用すること。

１３．委託の検査

受注者は、業務が完了したときは以下の書類を作成し、那覇市業務委託契約約款（街路樹）第 14 条に基づく検査を受けなければならない。

1）委託契約書（写し）
2）実施工程表
3）業務月報
- ・出来高数量総括表
- ・出来高数量内訳表
- ・数量計算書
- ・業務写真
- ・処分伝票及び集計表
- ・交通誘導員伝票
- ・業務日誌

4）材料伝票
5）各種申請及び許可証
6）業務打合せ簿
7）安全訓練等の記録
8）その他監督員が必要と認めた書類

１４．暴力団員等による不当介入の排除対策

1） 請負者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止

等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

１５．那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策
1) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。
2) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
4) 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

１６.週休 2 日業務について
1) 本業務は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日試行業務であり、「那覇市土木工事における週休２日試行工事の実施要領」に基づく。

2) 週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう（土日でなくても可）。やむを得ず計画した休日に作業が生じる場合は、振替の休日を取得するものとする。
3) 業務着手前に週休 2 日の取得計画が確認できる「取得計画表」を作成し、監督の確認を得たうえで、業務計画書に添付するものとする。
毎月の履行報告書と併せて休日取得状況報告書を提出すること
4)「週休 2 日補正係数」については、月単位の 4 週 8 休以上達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たないものは、その達成状況に応じて「那覇市土木工事における週休 2 日試行工事の実施要領」により補正分を減額変更するものとする。
なお、市場単価方式における週休２日の補正については、「市場単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数」によるものとする。
5) 月単位の週休 2 日補正係数
対象期間内のすべての月毎の現場閉所率が２８．５％（８日/２８日）以上の場合
① 労務費１．０４、②機械経費（賃料）１．０２、③共通仮設費１．０３、④現場管理費率１．０５
6) 通期の週休 2 日補正係数
対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日/２８日）以上の場合
① 労務費１．０２、②機械経費（賃料）１．０２、③共通仮設費１．０２、④現場管理費率１．０３

１７．その他
1) この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。
なお、受注者は、路線数の増加、業務内訳数量の変更に関しては、発注者の指示に

従うものとする。

2) 「那覇市亜熱帯街路樹管理ガイドブック」に基づき剪定計画書を作成し、発注者と協議した上で、剪定タイプを決定する。その後、剪定すること。

3) 現場代理人及び主任技術者は現場作業時において腕章を着用すること。